

第67号議案

長岡京市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

長岡京市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長岡京市条例第27号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年8月19日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

老人医療費等の助成に関する事務において、個人番号を利用した資格確認が可能となるよう条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長岡京市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
機関	事務	機関	事務
【略】		【略】	
市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令に基づく子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令に基づく子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
市長	<u>長岡京市老人医療費の支給に関する条例（昭和48年長岡京市条例第13号）による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
市長	<u>長岡京市福祉医療費の支給に関する条例（昭和50年長岡京市条例第35号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
市長	<u>長岡京市子育て支援医療費助成に関する条例（平成5年長岡京市条例第17号）による子育て支援医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
市長	<u>長岡京市重度心身障がい老人健康管理費支給要綱（昭和58年7月1日制定）による重度心身障がい老人健康管理費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
市長	長岡京市不妊治療等の助成に関		

改正後			改正前		
	する規則（平成15年長岡京市規則第45号）による不妊治療等に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの				
【略】			【略】		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
【略】			【略】		
市長	子ども・子育て支援法その他関係法令に基づく子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報のうち地方税の賦課に関する情報、年金給付関係情報のうち障害基礎年金の受給に関する情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	市長	子ども・子育て支援法その他関係法令に基づく子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、地方税関係情報のうち地方税の賦課に関する情報、年金給付関係情報のうち障害基礎年金の受給に関する情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	長岡京市老人医療費の支給に関する条例による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報のうち地方税の賦課に関する情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報のうち資格若しくは給付に関する情報			
市長	長岡京市福祉	障害者手帳情			

改正後			改正前		
	<u>医療費の支給に関する条例による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>報のうち障がい種別・等級の情報、児童扶養手当関係情報、地方税関係情報のうち地方税の賦課に関する情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報のうち資格若しくは給付に関する情報</u>			
市長	<u>長岡京市子育て支援医療費助成に関する条例による子育て支援医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報のうち資格若しくは給付に関する情報</u>			
市長	<u>長岡京市重度心身障がい老人健康管理費支給要綱による重度心身障がい老人健康管理費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>障害者手帳情報のうち障がい種別・等級の情報、地方税関係情報のうち地方税の賦課に関する情報、生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報のうち資格若しくは給付に関する情報</u>			
市長	<u>長岡京市不妊治療等の助成</u>	<u>医療保険給付関係情報のう</u>			

改正後		改正前		
	<u>に関する規則</u> <u>による不妊治</u> <u>療等に要する</u> <u>費用の助成に</u> <u>関する事務で</u> <u>あって規則で</u> <u>定めるもの</u>	<u>ち資格及び給</u> <u>付に関する情</u> <u>報</u>		
【略】		【略】		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。